

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

大田原市農業委員会 様

譲渡人
(賃貸人) 大田原 太郎 印譲受人
(賃借人) 大田原 次郎 印

下記によって転用のための農地(採草放牧地)の権利を(設定・移転)したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

1 当事者の氏名、住所及び職業												
フリガナ(カタカナ)	オオタワラ タロウ										職業	
譲渡人 (賃貸人)	大田原 太郎										農業	
住所	大田原市本町一丁目4番1号								電話	()		
フリガナ(カタカナ)	オオタワラ ジロウ										職業	
譲受人 (賃借人)	大田原 次郎										会社員	
住所	大田原市本町一丁目3番3号								電話	()		
2 許可を受けようとする土地の所在等			市町名		大田原市			土地 コード	利用 状況	10a当 たり普通 収穫高	譲渡人氏名	区域の別 (該当に○) 耕作者氏名
大字又は町名	地番	地目	登記簿	現況	面積 (㎡) 未満							
本町二丁目	1234番5	田	田		4	5	0		一 毛 作			市街化区域 調整区域 その他の区域
												市街化区域 調整区域 その他の区域
												市街化区域 調整区域 その他の区域
												市街化区域 調整区域 その他の区域
総計 (転用面積全体計)	田	450㎡		畑	㎡		総合計	450㎡				
3 転用目的												
一般住宅												
4 権利の設定・移転しようとする契約の内容		権利の種類	権利の設定・移転の別		権利の設定・移転の時期			権利の存続期間	その他			
		使用貸借権	設定		許可後			20年				

土地コード 換地前…A、換地後…B、通常空白

(記載要領)

- 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を自書する場合は、押印を省略することができます。
- 法人である場合は、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務内容をそれぞれ記載してください。
- 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作、一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑、その他の別を記載してください。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

大田原市農業委員会 様

譲渡人
(賃貸人) 大田原 太郎 印譲受人
(賃借人) 大田原 次郎 印

下記によって転用のための農地（採草放牧地）の権利を（設定・移転）したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

1 当事者の氏名、住所及び職業											
フリガナ (カタカナ)	オオタワラ タロウ							職業			
譲渡人 (賃貸人)	大田原 太郎							農業			
住所	大田原市本町一丁目4番1号						電話	()			
フリガナ (カタカナ)	オオタワラ ジロウ							職業			
譲受人 (賃借人)	大田原 次郎							会社員			
住所	大田原市本町一丁目3番3号						電話	()			
2 許可を受けようとする土地の所在等		市町名		大田原市			土地 コード	利用 状況	10a当 たり普通 収穫高	譲渡人氏名	区域の別 (該当に○)
大字又は町名	地番	地目	面積	登記簿	現況	(㎡)	未満		耕作者氏名		
本町二丁目	1234番5	田	田			450		一毛作		市街化区域 調整区域 その他の区域	
										市街化区域 調整区域 その他の区域	
										市街化区域 調整区域 その他の区域	
										市街化区域 調整区域 その他の区域	
総計 (転用面積全体計)	田	450㎡	畑				㎡	総合計		450㎡	
3 転用目的		一般住宅									
4 権利の設定・移転しようとする契約の内容		権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期			権利の存続期間	その他			
		使用貸借権	設定	許可後			20年				

大農委 指令 第5- 号

この申請については、農地法第5条第1項の規定に基づき次の条件を付して許可します。

- 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3ヶ月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況を報告し、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく、その旨を報告すること。
- 申請書に記載された工事の完了の日（令和 年 月 日）までに農地に復元すること。

令和 年 月 日

(処分権者)

大田原市農業委員会 委員長

(注意事項)

申請書に記載された事業計画（用途、施設の設置、着工及び完了の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第5条第1項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命

じ、若しくはその相当の期限を定めて原状回復等の措置を講ずべきことを命ずることがあります。
(教 示)

1. 転用計画							
(1) 転用理由の詳細 別紙事業計画書の通り					(2) 事業の操業期間また 施設の利用期間 令和 年 月 日から 年間 許可の日から 年間		
(3) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要							
工事計画							
	名 称	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積
土地造成				m ² 450			m ²
建築物		1	m ² 60			m ²	
小 計							
工作物							
小 計		1	60	450			
計		1	60	450			
2. 資金調達についての計画 土地造成費…120万円 建築費…2,200万円 計…2,320万円 融資資金…2,320万円				3. 転用することによって生ずる付近の土地、作物、 家畜等の被害の防除施設の概要 別紙事業計画書のとおり			
4. その他参考となるべき事項	農業委員会受付年月日		農業振興事務所受付年月日		農政課受付年月日		
		農業会議諮問年月日					